

障発 0327 第 19 号
平成 31 年 3 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

医療的ケア児等総合支援事業の実施について

医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にありますが、地域においては、医療的ケア児を支援できる環境が整備されているところが未だ多くない状況にあります。このため、地域において医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「医療的ケア児等総合支援事業」を新たに定め、平成31年4月1日から実施することとしました。

貴職においては、御了知の上、管内市区町村等に対し、本事業について周知及び事業の促進を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。

(別紙)

医療的ケア児等総合支援事業実施要綱

1 事業の目的

医療的ケア児等総合支援事業は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の対象

都道府県等が支援を必要と認めた医療的ケア児等及びその家族

4 事業の内容

医療的ケア児等の支援体制を整備するため、次の（1）～（5）の事業のうち、いずれかの事業について取組を実施し、複数の事業に取り組むことも可能とする。

（1）医療的ケア児等の協議の場の設置

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行うこと。

（2）医療的ケア児等支援者養成研修の実施

医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）の養成（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」という。）や地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケ

ア児等への支援に従事出来る者を養成する研修（以下「医療的ケア児等支援者養成研修」という。）を実施すること。

また、医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法第4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。）などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施すること。

（3）医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。

（4）併行通園の促進

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業所は、保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行う。

（5）医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。例えば、以下のようなことが想定される。

- ・家族の負担を軽減するための看護職員の派遣。
- ・家族のレスパイトの時間を確保するための医療的ケア児を見守りできる体制の構築。
- ・医療的ケア児のきょうだい児（以下「きょうだい児」という。）への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援の実施。
- ・短期入所における療育機能を強化するための保育士等の派遣。
- ・障害福祉サービス等における看護職員配置の基準に達しない障害児通所支援事業所へ看護職員の配置
- ・災害時の医療的ケア児等とその家族への支援における対応マニュアルの作成
- ・その他、医療的ケア児等とその家族が直面する課題に対する、支援の実施。

5 留意事項

（1）4に掲げる事業はすべて都道府県及び市町村で実施可能であるが、事業の性質を鑑み都道府県と市町村で役割分担を行い実施することが望ましい。

(2) 医療的ケア児等の協議の場の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第89条の3における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

(3) ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者養成研修(以下「研修」という。)について、平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業」及び平成27年度厚生労働科学研究費補助金「重症心身障害者の支援者・コーディネーター養成研修プログラムと普及に関する研究」において開発した研修プログラム別紙1、2の内容以上のものとすること。

研修の内容については、実地研修や施設見学を含めることができます。

②都道府県等は、研修を修了した者については、別紙3の様式を参考に修了証書を交付し、修了証書番号、修了年月日、指名、連絡先等の必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報に十分な注意を払った上で管理するものとする。

③医療的ケア児等コーディネーターは、市町村など医療的ケア児とその家族が相談しやすい場所に配置すること。

④併行通園を行う医療的ケア児を受け入れる保育所等に対しては、障害児通所支援事業所から保護者の同意を得た上で、当該医療的ケア児等の情報共有を行うこと。

また、都道府県等においても、障害福祉担当と子育て支援担当等の関係者における情報共有を行うこと。

⑤医療的ケア児等とその家族への支援については、地域に障害福祉等サービスを提供する事業者がいるなど、医療的ケア児等とその家族が孤立している場合がある。この場合には、都道府県等において積極的に本事業を活用し、医療的ケア児等とその家族に支援を届けること。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

7 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

医療的ケア児等支援者養成研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
1 総論	1 時間	① 医療的ケア児等支援の特徴 ② 支援に必要な概念
2 医療	3 時間	① 障害のある子どもの成長と発達の特徴 ② 疾患の特徴 ③ 生理 ④ 日常生活における支援 ⑤ 救急時の対応 ⑥ 訪問看護の仕組み
3 福祉	3 時間	① 本人・家族の思いの理解 ② 支援の基本的枠組み ③ 福祉の制度 ④ 遊び・保育 ⑤ 家族支援 ⑥ 虐待
4 連携	2 時間	① 小児在宅医療における多職種連携 ② 連携・協働の必要性
5 ライフステージ における支援	3 時間	① 各ライフステージにおける相談支援に必要な観点 ② NICU からの在宅移行支援 ③ 児童期における支援 ④ 学齢期における支援 ⑤ 成人期における支援 ⑥ 医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援

医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
1 総論	1 時間	① 医療的ケア児等の地域生活を支えるために ② 医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療	3 時間	① 障害のある子どもの成長と発達の特徴 ② 疾患の特徴 ③ 生理 ④ 日常生活における支援 ⑤ 救急時の対応 ⑥ 訪問看護の仕組み
3 本人・家族の思いの理解	2 時間	① 本人・家族の思い ② 意志決定支援 ③ ニーズアセスメント ④ ニーズ把握事例
4 福祉	3 時間	① 支援の基本的枠組み ② 福祉の制度 ③ 遊び・保育 ④ 家族支援 ⑤ 虐待
5 ライフステージにおける支援	2 時間	① 各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ② NICU からの在宅移行支援 ③ 児童期における支援 ④ 学齢期における支援 ⑤ 成人期における支援 ⑥ 医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
6 支援体制整備	1 時間	① 支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ② 支援体制整備事例 ③ 医療、福祉、教育の連携 ④ 地域の資源開拓・創出の方法
7 計画作成のポイント	2 時間	演習に向けた計画作成のポイント
8 演習（計画作成）	7 時間	事例をもとにした計画作成の演習
9 演習（事例検討）	7 時間	事例をもとに、意見交換（グループディスカッション）・スーパーバイザーによる計画作成の指導

別紙3

第 号

修了証書

氏名
生年月日

あなたは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したことを証します。

年 月 日

○○知事
○○市長